020311.020	〔1〕　課税価格が１キログラムにつき、枝肉に係る従量税適用限度価格（枝肉に係る基準輸入価格（関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）別表第１の３の２に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表第２項第１号に定める価格をいう。以下この項において同じ。）から当該区分に対応する同法別表第１の３に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれこの号の〔1〕に定める額を控除して得た価格をいう。以下この項において同じ。）以下のもの	1kgにつき361円	R2	SG2，S	R2	R2	R2	R2	R2	R2	R2	R2	R2	R2	R2	R2	R2	R2	R2	R2	R2	R2	R2	R2	R2
020311.030	〔2〕　課税価格が１キログラムにつき、枝肉に係る従量税適用限度価格を超え、枝肉に係る分岐点価格（枝肉に係る基準輸入価格を、当該基準輸入価格に係る関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）別表第１の３の２に定める期間内に輸入されるものの区分に対応するこの表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれこの号の〔3〕に定める率（例えば、4.9%の場合は0.049）に１を加えた数で除して得た価格をいう。以下この項において同じ。）以下のもの	1kgにつき枝肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	R2	SG2，S	R2	R2	R2	R2	R2	R2	R2	R2	R2	R2	R2	R2	R2	R2	R2	R2	R2	R2	R2	R2	R2
020311.040	〔3〕　課税価格が１キログラムにつき、枝肉に係る分岐点価格を超えるもの	4.3%	B9*	SG2，S	2.2%	2.0%	1.7%	1.5%	1.2%	1.0%	0.7%	0.5%	0.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0203.12	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）																								
	2 その他のもの																								